

# 福岡市総合評価方式実施に係る運用基準

総合評価方式の実施に当たり、福岡市総合評価方式実施要綱の運用基準を次のとおり定める。

## 1 第2条関係

- (1) 総合評価方式における型式を、WTO型、I型、II型、III型の4つに区分する。
- (2) 提案項目は、技術提案、施工上の提案、地場企業の活用の3区分で技術評価項目を構成する。
- (3) 企業評価項目は、企業の施工能力、技術者の能力、社会貢献・地域貢献、企業の信頼性・社会性の4区分で技術評価項目を構成する。
- (4) 各型式の技術評価項目及び配点については次のとおりとする。

型 式	技術評価項目	配点
WTO型	技術提案、地場企業の活用、企業評価項目	61~64点
I型	技術提案、地場企業の活用、企業評価項目	20.5~55.5点
II型	施工上の提案、地場企業の活用、企業評価項目	16.5~21.5点
III型	地場企業の活用、企業評価項目	10.5~15.5点

- (5) 対象工事に適用する型式は、予定価格や主たる工種、工事内容等に応じて選定する。

## 2 第3条関係

学識経験者の意見聴取は、学識経験者で構成する「福岡市総合評価技術委員会」(以下「技術委員会」という。)において行うものとし、技術委員会の実施については、「福岡市総合評価技術委員会実施要綱」で定めるものとする

## 3 第4条関係

落札者決定基準は、「福岡市総合評価運営委員会」(以下「運営委員会」という。)での審議を経た上で、技術委員会において意見聴取し、決定するものとする。運営委員会の実施については、「福岡市総合評価運営委員会実施要綱」で定めるものと

する。

#### 4 第5条・第6条関係

落札者決定基準、技術提案書の作成に関する事項、評価の方法については、入札説明書及び技術提案書提出説明書において定めるものとする。

#### 5 第6条関係

技術提案等の評価は、運営委員会において行う。

#### 6 第7条関係

落札者が決定した後、技術委員会に結果を報告するものとする。

#### 7 第8条関係

- (1) 提案項目については、提案を求めた項目ごとに各入札参加者の加算点を公表するものとする。
- (2) (1) のうち技術提案については、各入札参加者の加算点の内訳を公表するものとする。
- (3) 企業評価項目については、企業の施工能力、技術者の能力、社会貢献・地域貢献、企業の信頼性・社会性の4つの項目ごとに各入札参加者の加算点を公表するものとする。
- (4) 企業の施工能力、技術者の能力、社会貢献・地域貢献の各々の内訳については、当該技術提案書を提出した入札参加者自身に限定して開示するものとする。
- (5) 入札参加者の提案内容については、提案内容が入札参加者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようする等、取り扱いに留意しなければならない。

評価区分		公表範囲
提案項目	技術提案	各項目の点数・内訳 (内訳は、評価区分毎の個数)
	施工上の提案	各項目の点数
	地場企業の活用	各項目の点数
企業評価 項目	企業の施工能力	合計点
	技術者の能力	合計点
	社会貢献・地域貢献	合計点
	企業の信頼性・社会性	項目の点数

## 8 第9条関係

技術提案と施工上の提案については、各提案の加点の有無や不採用理由を、当該技術提案書を提出した入札参加者自身に限定して開示するものとする。

## 9 第10条関係

落札者の技術提案等の内容は、採用する部分を明らかにした上で、契約図書に明示するものとする。

## 10 第11条関係

技術提案等が達成されなかったときの対応は、運営委員会において決定するものとする。落札者の工事成績評定を減ずるときは、技術提案については、達成されなかった技術評価項目の得点数を減ずるものとし、施工上の提案及び地場企業の活用については、達成されなかった技術評価項目の配点数を減ずるものとする。また、明らかな虚偽提案などの内容が悪質であるとき、又は結果が重大であるとき等は、運営委員会の判断により、違約金を徴収することができるものとし、違約金の算定は以下による。

$$\text{違約金（税抜き）} = A - (B + C_2) / (B + C_1) \times A$$

A : 入札金額

B : 標準点（100）

C<sub>1</sub> : 入札時の提案内容に基づく加算点

C<sub>2</sub> : 提案内容を実施できなかった場合の加算点

## 11 第13条関係

技術提案等の評価に係る問合せについては、入札結果の公表の日の翌日から起算して2日（休日は含まない）以内に受付け、受付期限の翌日から起算して3日（休日は含まない）以内に回答するものとする。

## 12 その他

この運用基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

この運用基準は、平成21年6月1日から施行する。

この運用基準は、平成22年8月1日から施行する。

この運用基準は、平成24年2月1日から施行し、同日以降入札公告又は、指名通知を行う契約について適用する。

この運用基準は、令和元年8月1日から施行し、同日以降入札公告を行う契約について適用する。

この運用基準は、令和3年1月1日から施行し、同日以降入札公告を行う契約について適用する。

この運用基準は、令和3年4月1日から施行し、同日以降入札公告を行う契約について適用する。